

改正後（令和8年4月1日以降）

改正前（令和8年3月31日以前）

集団規定				
ページ	例規番号	☆	該当条文	内容
59	9606		法42条2項	ガケや水路がある場合の法第42条第2項の道路後退線の取扱い
60	8651		法43条1項	路地状の敷地で接する場合の取扱い
60	8652		法48条	飲食店兼用住宅の厨房の取扱い
61	8653		法48条	第一種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱い
61	1215		法48条	第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域内における附属建築物としての畜舎の取扱い
62	8657		法48条	第一種低層住居専用地域内の食品製造兼用住宅の取扱い
62	8658		法48条	第二種中高層住居専用地域内の兼用住宅で3階以上の部分に兼用部分を設けている場合の取扱い
62	8801		法48条	工業専用地域内の自動車運送業の仮眠所の取扱い
63	8918		法48条	ガソリンスタンドに併設する修理場の取扱い
64	8919		法48条	ガソリンスタンドに併設する機械式自動車洗車場の取扱い
64	9607		法48条	第一種低層住居専用地域内、第二種低層住居専用地域内の農業従事者倉庫の取扱い
64	9608		法48条	第一種低層住居専用地域内の神社等に併設する結婚披露宴会場の取扱い
65	1701		法48条	第一種低層住居専用地域内の防災備蓄倉庫の取扱い
65	8655		法51条	建築物を有しない都市計画区域内の汚物処理施設等の取扱い
65	9609		法53条3項二号	建ぺい率の緩和におけるJR線路敷や水路の取扱い
66	8662		法54条1項	開放性廊下等の外壁の後退距離
66	8663		法54条1項	外壁の後退距離を適用しない外壁部分の取扱い
67	9002		法54条1項	外壁後退制限の対象部分
67	9610		法56条1項一号	位置指定道路等に係る道路斜線制限
68	1216		法56条2項	道路斜線制限の後退距離の考え方について
69	8713		法56条の2	日影規制対象建築物に係る高さの算定方法

集団規定				
ページ	例規番号	☆	該当条文	内容
59	9606		法42条2項	ガケや水路がある場合の法第42条第2項の道路後退線の取扱い
60	8651		法43条1項	路地状の敷地で接する場合の取扱い
60	8652		法48条	飲食店兼用住宅の厨房の取扱い
61	8653		法48条	第一種低層住居専用地域内の長屋形式店舗兼用住宅の取扱い
61	1215		法48条	第一種低層住居専用地域から第一種中高層住居専用地域内における附属建築物としての畜舎の取扱い
62	8657		法48条	第一種低層住居専用地域内の食品製造兼用住宅の取扱い
62	8658		法48条	第二種中高層住居専用地域内の兼用住宅で3階以上の部分に兼用部分を設けている場合の取扱い
62	8801		法48条	工業専用地域内の自動車運送業の仮眠所の取扱い
63	8918		法48条	ガソリンスタンドに併設する修理場の取扱い
64	8919		法48条	ガソリンスタンドに併設する機械式自動車洗車場の取扱い
64	9607		法48条	第一種低層住居専用地域内、第二種低層住居専用地域内の農業従事者倉庫の取扱い
64	9608		法48条	第一種低層住居専用地域内の神社等に併設する結婚披露宴会場の取扱い
65	1701		法48条	第一種低層住居専用地域内の防災備蓄倉庫の取扱い
65	8655		法51条	建築物を有しない都市計画区域内の汚物処理施設等の取扱い
65	9609		法53条3項二号	建ぺい率の緩和におけるJR線路敷や水路の取扱い
66	8662		法54条1項	開放性廊下等の外壁の後退距離
66	8663		法54条1項	外壁の後退距離を適用しない外壁部分の取扱い
67	9002		法54条1項	外壁後退制限の対象部分
67	9610		法56条1項一号	位置指定道路等に係る道路斜線制限
68	1216		法56条2項	道路斜線制限の後退距離の考え方について
69	8713		法56条の2	日影規制対象建築物に係る高さの算定方法

構造規定				
ページ	例規番号	☆	該当条文	内容
73	0703		法2条	建築物の別棟の取扱い
80	2102		法2条・6条、令1条	建築物と吹きさらしの渡り廊下の屋根が重複する場合の別棟の取扱い
82	2103		法2条・6条、令1条	一戸建て住宅と付属建築物の屋根・庇等が重複する場合の別棟の取扱い
84	0704		法86条の7、 令137条の2	構造耐力上の既存不適格建築物に関して建築基準法施行令第137条の2の規定に適合することの確認に必要な添付図書について
86			令137条の2	(参考)既存不適格建築物に増築する場合の構造関係規定適用の考え方
87			法86条の7、 令137条の2	法20条(構造耐力)に関する既存不適格建築物の増築に係る制限緩和について
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
98	8805		法20条、令88条4項	構造上の地下部分の取扱い
100	1217		法20条、令81条	RC造ルート1の構造計算における壁量の規定について
100	1901		法20条、令36条	混構造(併用構造)の取扱い
101	2501		法20条、令38条	木造住宅等における基礎立上り部の主筋とせん断補強筋の緊結方法の取扱い

構造規定					
ページ	例規番号	☆	該当条文	内容	
73	0703		法2条	建築物の別棟の取扱い	
80	2102		法2条・6条、令1条	建築物と吹きさらしの渡り廊下の屋根が重複する場合の別棟の取扱い	
82	2103		法2条・6条、令1条	一戸建て住宅と付属建築物の屋根・庇等が重複する場合の別棟の取扱い	
84	0704	改正	法86条の7、 令137条の2	構造耐力上の既存不適格建築物に関して建築基準法施行令第137条の2の規定に適合することの確認に必要な添付図書について	
86				令137条の2	(参考)既存不適格建築物に増築する場合の構造関係規定適用の考え方
87				法86条の7、 令137条の2	法20条(構造耐力)に関する既存不適格建築物の増築に係る制限緩和について
99	0705		法20条、令36条	木造系混構造(併用構造)の構造設計	
100	8805		法20条、令88条4項	構造上の地下部分の取扱い	
102	1217		法20条、令81条	RC造ルート1の構造計算における壁量の規定について	
102	1901		法20条、令36条	混構造(併用構造)の取扱い	
103	2501		法20条、令38条	木造住宅等における基礎立上り部の主筋とせん断補強筋の緊結方法の取扱い	

(削除履歴)				
旧ページ	例規番号	削除日	条文等	タイトル
99	705	R8.4.1	法20条、令36条	木造系混構造(併用構造)の構造設計(H19告示第593号の改正に伴い削除)

番号の読み方 例規番号「86 01」・・・ 前2桁＝西暦下2桁(年度) + 後2桁＝当該年度の通し番号

番号の読み方 例規番号「86 01」・・・ 前2桁＝西暦下2桁(年度) + 後2桁＝当該年度の通し番号

改正後（令和8年4月1日以降）

削除

法第20条 令第36条	木造系混構造（併用構造）の構造設計	A0705 (R6改正)																
混構造建築物の構造計算に当たっては、法第20条第1項第二号、令第36条の2及びH19告示第593号によるが、次の表に掲げる条件を満たす木造系混構造の場合は、この限りではない。																		
適用の範囲	(1) N-W	(2) N-WW	(3) NN-W															
	<table border="1"> <tr><td>木造</td><td>木造</td></tr> <tr><td>鉄骨造</td><td>RC造</td></tr> </table>	木造	木造	鉄骨造	RC造	<table border="1"> <tr><td>木造</td><td>木造</td></tr> <tr><td>木造</td><td>RC造(WRC造)</td></tr> <tr><td>鉄骨造</td><td>RC造(WRC造)</td></tr> </table>	木造	木造	木造	RC造(WRC造)	鉄骨造	RC造(WRC造)	<table border="1"> <tr><td>木造</td><td>木造</td></tr> <tr><td>鉄骨造</td><td>RC造(WRC造)</td></tr> <tr><td>鉄骨造</td><td>RC造(WRC造)</td></tr> </table>	木造	木造	鉄骨造	RC造(WRC造)	鉄骨造
木造	木造																	
鉄骨造	RC造																	
木造	木造																	
木造	RC造(WRC造)																	
鉄骨造	RC造(WRC造)																	
木造	木造																	
鉄骨造	RC造(WRC造)																	
鉄骨造	RC造(WRC造)																	
非木造部分	<ul style="list-style-type: none"> ● 令第82条各号及び第82条の4に定める構造計算 ● 鉄骨造の階は、スパン6m以下、冷間の規定に適合、筋交い端部及び接合部の検討（H19国交令第593号第1項第1号イ(1)(3)(4)） ● RC造(WRC造)・SRC造の階は、①及び②を満足させる（H19国交令第593号第1項第2号イ(1)(2)） <ul style="list-style-type: none"> ① $\Sigma 2.5\alpha Aw + \Sigma 0.7\alpha Ac \geq ZWai$（SRC造柱は、0.7を1.0とする） ② $Q_0 = \min\{Q_L + nQ_E, Q_0 + Q_y\}$ ● WRC造の階は、H13国交令第1026号にも適合させる 																	
木造部分	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体壁量計算 ● 1/4壁量バランス計算 地震時：2階建ての2階×1.3 風圧時：1.5倍 主要構造部を準耐火構造とした建築物（木造の部分を除く。）は、更に上記の1.25倍とする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体壁量計算 ● 1/4壁量バランス計算 地震時：3階建ての3階×1.3 2階×1.5 風圧時：1.5倍 同左	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体壁量計算 ● 1/4壁量バランス計算 地震時：3階建ての3階×1.3 風圧時：1.5倍 同左															
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さ≤13m、軒の高さ≤9m、かつ、延べ面積≤500㎡ ● 異種構造接合部の設計に留意 本例規の木造部分に関する規定は住宅の用途を対象にしているため、住宅以外の用途の場合は、当該用途の実況に応じて適切に割増率を増大すること。																	
解説	木造系混構造については、従来からの本県の取扱い（旧例規 A9615）を考慮し、上表による取扱いもできることとする。																	
参考	建築確認手続き等の運用改善（第二弾）の解説 P12～ 2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書 P450～																	

改正前（令和8年3月31日以前）

法第20条 令第36条	木造系混構造（併用構造）の構造設計	A0705 (R6改正)																
混構造建築物の構造計算に当たっては、法第20条第1項第二号、令第36条の2及びH19告示第593号によるが、次の表に掲げる条件を満たす木造系混構造の場合は、この限りではない。																		
適用の範囲	(1) N-W	(2) N-WW	(3) NN-W															
	<table border="1"> <tr><td>木造</td><td>木造</td></tr> <tr><td>鉄骨造</td><td>RC造</td></tr> </table>	木造	木造	鉄骨造	RC造	<table border="1"> <tr><td>木造</td><td>木造</td></tr> <tr><td>木造</td><td>RC造(WRC造)</td></tr> <tr><td>鉄骨造</td><td>RC造(WRC造)</td></tr> </table>	木造	木造	木造	RC造(WRC造)	鉄骨造	RC造(WRC造)	<table border="1"> <tr><td>木造</td><td>木造</td></tr> <tr><td>鉄骨造</td><td>RC造(WRC造)</td></tr> <tr><td>鉄骨造</td><td>RC造(WRC造)</td></tr> </table>	木造	木造	鉄骨造	RC造(WRC造)	鉄骨造
木造	木造																	
鉄骨造	RC造																	
木造	木造																	
木造	RC造(WRC造)																	
鉄骨造	RC造(WRC造)																	
木造	木造																	
鉄骨造	RC造(WRC造)																	
鉄骨造	RC造(WRC造)																	
非木造部分	<ul style="list-style-type: none"> ● 令第82条各号及び第82条の4に定める構造計算 ● 鉄骨造の階は、スパン6m以下、冷間の規定に適合、筋交い端部及び接合部の検討（H19国交令第593号第1項第1号イ(1)(3)(4)） ● RC造(WRC造)・SRC造の階は、①及び②を満足させる（H19国交令第593号第1項第2号イ(1)(2)） <ul style="list-style-type: none"> ① $\Sigma 2.5\alpha Aw + \Sigma 0.7\alpha Ac \geq ZWai$（SRC造柱は、0.7を1.0とする） ② $Q_0 = \min\{Q_L + nQ_E, Q_0 + Q_y\}$ ● WRC造の階は、H13国交令第1026号にも適合させる 																	
木造部分	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体壁量計算 ● 1/4壁量バランス計算 地震時：2階建ての2階×1.3 風圧時：1.5倍 主要構造部を準耐火構造とした建築物（木造の部分を除く。）は、更に上記の1.25倍とする。	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体壁量計算 ● 1/4壁量バランス計算 地震時：3階建ての3階×1.3 2階×1.5 風圧時：1.5倍 同左	<ul style="list-style-type: none"> ● 全体壁量計算 ● 1/4壁量バランス計算 地震時：3階建ての3階×1.3 風圧時：1.5倍 同左															
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ● 高さ≤13m、軒の高さ≤9m、かつ、延べ面積≤500㎡ ● 異種構造接合部の設計に留意 本例規の木造部分に関する規定は住宅の用途を対象にしているため、住宅以外の用途の場合は、当該用途の実況に応じて適切に割増率を増大すること。																	
解説	木造系混構造については、従来からの本県の取扱い（旧例規 A9615）を考慮し、上表による取扱いもできることとする。																	
参考	建築確認手続き等の運用改善（第二弾）の解説 P12～ 2020年版 建築物の構造関係技術基準解説書 P450～																	